

消費者被害注意情報

201702号

平成29年6月6日
島根県消費者センター 立花・田邊
Tel:0852-22-5103
Fax:0852-32-5918
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

「今話題！格安スマホ」 飛びつく前にサービス内容を確認しましょう

相談事例 1

格安スマホをインターネットから契約したが、使い方や不明な点を問い合わせたくても実際の店舗がなく、サポートの電話窓口もなかなかつながらない。何とかしてほしい。

相談事例 2

電気店のA社のスマホ販売ブースで、B社の格安スマホを契約した。店員は「当店ではB社のスマホについてはサポートも修理も対応できない」との説明だった。

数日後、独自のメールアドレスがないなど使いづらいため店舗に持って行くと「格安スマホ会社に直接連絡して」と言われた。

PIO-NET※による相談件数

“格安スマホ”の携帯電話に関する相談は年々増加傾向にあり、2016年度は2015年度と比べて約2.8倍の相談が寄せられています。(国民生活センター報道発表資料より)

※PIO-NET：国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。



いわゆる“格安スマホ”を契約して使ったところ、今までの携帯電話と同じ内容のサービスが受けられない」という相談が増えています。

県内でも今年3月頃から相談が寄せられており、今後増加が予想されます。

格安スマホ会社の中には、実際の店舗がなく故障時の対応や問い合わせ窓口が電話やホームページ等に限定されている場合もあります。

格安スマホを契約する前に、自分が必要とするサービスやサポート体制があるか、**しっかり確認**しましょう。

トラブル相談は**消費者ホットライン**

泣き寝入りは

いや
188
いや

お近くの消費生活相談窓口につながります

今話題の“格安スマホ”
価格だけで決めず、
自分に合ったものかどうか
契約前に確認することが
とっても大切なんだゾウ！



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん